

「観光地における夜間のタクシー増車配備の実証事業に係る
周知啓発及びデータ分析業務委託」
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の目的

観光地（伊勢市）における夜間のタクシーの持続可能な充実・確保策の構築に向けて、タクシー事業者及び伊勢市、旅館、飲食店等と連携してタクシー増車配備の実証事業（以下、「実証事業」という）を実施するにあたり、住民や観光客等への効果的な PR のための周知用広報物の作成を行うとともに、実証事業期間中のタクシーの充足状況の調査集計・分析を実施し、本格運行のための増車配備に向けた課題の整理を行う。

2 企画提案コンペを行う目的

本業務を行う事業者には、実証事業期間中、タクシー事業者が夜間におけるタクシーの配車を増車したことによる、利用者への配車対応の充足状況について把握するため、配車状況について容易に記録でき、かつ、必要な事項を記載した調査票を作成し、集計・分析を行うとともに、タクシーを手配するホテル・旅館・飲食店等およびタクシー利用者が実際に手配できたかどうかの実態を把握し、集約・分析することで、夜間において実際に必要となるタクシーの台数を検証するための専門知識・技術が必要であり、価格だけで決定できるものではなく、広く企画を募り競わせた最良の企画を採用する必要があるため、企画提案コンペを実施する。

3 委託業務の概要

（1）委託業務名

観光地における夜間のタクシー増車配備の実証事業に係る周知啓発及びデータ分析業務

（2）業務内容

別添資料「観光地における夜間のタクシー増車配備の実証事業に係る周知啓発及びデータ分析業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）の内容に基づくこと

（3）委託上限金額

2, 980, 375円（消費税及び地方消費税を含む。）

（4）委託期間

契約締結の日から令和6年3月25日（月）まで

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。なお、（1）及び（2）の条件については、企画提案コンペ参加資格確認申請書により確認し、（3）から（5）までの条件について

は、最優秀提案者決定後、「8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容」により確認する。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペ参加申込

本事業の企画提案コンペへの参加を希望する者は、「16 担当部局」あてに企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び同申請書3に記載の添付書類を提出すること。また、必要がある場合は、委任状（第2号様式）1部をあわせて提出すること

(1) 提出期限

令和5年6月8日（木）正午まで（必着）

(2) 提出方法

「16 担当部局」へ持参または郵送、民間事業者による信書便により提出すること（電子メール及びFAXでの提出は受け付けない。）。

なお、郵送等により提出する場合は、提出期限までに電話にて「16 担当部局」に書類の受理確認を行うこと。

(3) 参加資格確認結果

令和5年6月16日（金）までに電子メールまたはFAXにて通知する。

6 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「観光地における夜間のタクシー増車配備の実証事業に係る周知啓発及びデータ分析業務委託 企画提案コンペ選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、書類選考及びプレゼンテーション（ヒアリング）を実施し、最優秀提案を選定する。

(1) 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

①質問の受付期間

令和5年6月6日（火）正午まで（必着）

②質問の提出

企画提案コンペに関する質問は、「16 担当部局」あてに、質問申請書（第3号様式）

を電子メールにより提出すること。電子メールの送信後、必ず電話にて着信の確認を行うこと。

③質問に対する回答

令和5年6月7日（水）までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等情報」に掲載する。

なお、質問申請書の提出の有無にかかわらず、企画提案資料の提出前には質問内容に対する回答ページを確認すること。

（2）企画提案資料の提出

①提出期限

令和5年6月20日（火）正午まで（必着）

②提出場所

「16 担当部局」

③提出方法

上記提出場所に持参、郵便または民間事業者による信書便によるものとする（電子メール及びFAXでの提出は受け付けない）。また、企画提案資料の提出は、1事業者につき1件までとする。

なお、郵送等により提出する場合は、提出期限までに電話にて「16 担当部局」に書類の到達の確認を行うこと。

（3）提出を求める企画提案資料の内容

①企画提案書（任意様式）9部（正本1部、写し8部）

規格は日本産業規格のA4判（A3版による折り込み可）、両面印刷、長辺とじ、文字サイズ12ポイント以上とすること。

企画提案書には下記を含めて、できる限り具体的な提案内容を記載すること。

ア タクシー事業者の調査票（案）

実証事業期間中、タクシー事業者が受けた入電件数や配車対応の状況について記録するための調査票（案）

〈留意事項〉

- ・ 記録が取りやすい様式であること
- ・ 記載方法が容易に理解できる形式であること
- ・ 曜日別、時間別で配車対応状況が記録できるものであること
- ・ 実証事業による増車分に対応した件数が把握できるものであること

イ タクシーを手配するホテル・旅館・飲食店等およびタクシー利用者アンケートの実施方法等

実証事業期間中、タクシーを手配するホテル・旅館・飲食店等およびタクシー利用者（利用希望者を含む）から簡易かつ効率的にアンケートを取るための方法及び調査項目（案）

- ・ 容易に回答できる方法であること
- ・ 容易に回答できる調査項目であること

ウ 業務の実施体制

- ・ 実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名
- ・ 業務に関連するその他の組織等との連携体制
- ・ 当該業務を円滑に推進するための具体的スケジュール

エ 過去実績

過去に実施した調査業務等の類似業務の実績

オ その他の提案

その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、追加提案があれば記載すること。

②見積書（任意様式） 9部（正本1部、写し8部）

ア 見積り価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税事業者にあつては、契約希望金額に110分の100を掛けた額）とすること。また、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。

イ 記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

③提案事業者の概要書 9部（正本1部、写し8部）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革等を簡潔に記載すること。

④参考資料 9部（正本1部、写し8部）

その他、企画提案に関する有効な資料や、過去5年間に調査業務等の類似業務を実施した実績がある場合は、その概要

⑤共同事業体協定書兼委任状（第4号様式）

※共同体等、複数社から成る組織による参加の場合

⑥ 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は「代表者事項証明書」の写し

（4）書面審査の実施

提出された企画提案資料の書面審査を行う。書面審査の結果については、令和5年6月22日（木）に電子メールにて通知する。なお、申込数が10件に満たない場合は、書面審査を省略するものとする。

（5）プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

①開催日時

令和5年6月26日（月）（予定）

②開催場所

三重県津市広明町13番地 三重県庁内会議室

ただし、オンライン会議システム（zoom）を利用してプレゼンテーションを実施する場合がある。

③審査結果の通知

審査結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに三重県のホームページにて公表する。

④その他

ア 説明は提出いただいた企画提案書および見積書によるものとする。

なお、スライド映写は使用できないものとする。

イ プレゼンテーションの要否及び日時・方法は、令和5年6月22日（木）に企画提案資料記載の連絡先に電子メール等にて連絡する。

ウ プレゼンテーションの開催日時は、応募件数等の事情により変更になる場合がある。

エ 提案が多数の場合、選定委員会で事前に書類選考を行い、優良提案を5者程度選定したうえで、当該優良提案者のみによるプレゼンテーションを実施する場合がある。

（6）業務委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、業務委託契約を締結する。

7 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定する。

（1）業務遂行性（比重配点×2）

- ・限られた期間内で迅速かつ的確な対応が可能な体制をとることができるか。
- ・提案内容は実施可能な内容となっているか。

（2）合目的性

- ・仕様書で提示した内容を理解し、委託の目的にあった内容になっているか。

（3）企画性（比重配点×2）

- ・提案内容は目標を達成するために効果的であるか。

（4）業務実績

- ・調査業務等の同様の業務経験があるか。
- ・過去の経験を生かす工夫がされているか。

（5）経済性

- ・積算内容が明記されており、妥当な価格であるか。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- （1）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し
- (3) 新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、期限までに上記(1)及び(2)の提出または提示ができない場合にあっては「申立書」
- (4) 契約実績証明書(第5号様式)
過去3年間の今回の委託金額と同規模程度(又は同規模以上)の契約実績があれば記載すること。契約実績がない場合も「該当なし」と記入して提出すること。

9 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額または重要な文字を訂正したとき。
- (6) 提出書類が提出締切を超えて提出されたとき。
- (7) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除するものとする。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じ

くする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合がある。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てます）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期
委託料の支払いについては、契約条項の定めるところによる。
- (5) 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約は、三重県地域連携・交通部交通政策課において行う。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

14 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、「16 担当部局」の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 提案に必要な費用は、各提案者の負担とする。

- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (4) 提出のあった各提案書は、返還しない。
- (5) 提出された提案書は「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。
- (7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

15 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

16 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部交通政策課交通政策班 黒川、古市

電話：059-224-2622

ファクシミリ：059-224-2219

Email：kotsu@pref.mie.lg.jp